

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係

TEL728-2111

不当な取引行為を行っている事業者の公表について

札幌市消費生活条例第 23 条第 1 項に基づく調査の結果、下記の事業者を不当な取引行為を行っている事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名：アイスイ
- (2) 所在地：札幌市白石区栄通 19 丁目 11-40
- (3) 電話番号：011-300-9808
- (4) 取引類型：訪問販売、電話勧誘販売
- (5) 提供した役務：排水管洗浄

なお、事業者名、所在地並びに電話番号は、当該事業者が消費者（札幌市民）に対し、交付した領収証に記載されたものですが、当該事業者は所在地には存在せず、電話番号も虚偽のもので、法人登記についても確認できませんでした。

2 事業者の違反行為

〈重要な情報の不実告知（事業者の連絡先の詐称）〉

当該事業者は、消費者（札幌市民）に対し、排水管洗浄を行い、代金を受領した際に交付した領収証に記載した住所並びに電話番号は、当該事業者とは連絡が取れない虚偽のものを記載し、当該契約に係る重要な情報について不実のことを告げた行為。

〈該当条項〉

札幌市消費生活条例第 22 条第 1 項第 1 号

札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則第 2 条第 1 項第 6 号

3 市民からの相談件数（平成 25 年 6 月 14 日現在）

- (1) 相談件数：2 件
- (2) 相談時期：平成 25 年 4 月、5 月

4 確認の経緯

(1) 相談概要

昨日、電話勧誘で排水管洗浄を一箇所 500 円で行っていると勧誘され依頼した。今日、男性 2 人組が来訪し、洗浄代に加え、インバート補修代を含めて 41,500 円となると言われ、萎縮してしまい断りきれなかった。しかし、請求金額が高額だったので、自主交渉し 10,000 円値下げしてもらい払った。

あとで冷静になって考えると 500 円と言われ契約したのに、31,500 円でも高額なので、クーリング・オフしたい。どうしたら良いか。

(2) 確認方法の概要

上記相談を受けた相談員が、クーリング・オフの手続きを取るために事業者が消費者に対し交付した領収証に記載された電話番号に架電したところ、当該事業者とは関係のない、別法人の電話番号につながった。

そこで、領収証に記載されている住所に照会書を簡易書留で送付したところ、該当事業者があて所に尋ねあたらないため郵便物が返戻された。

また、領収証に記載された所在地にある、事業者名の法人登記についても確認することが出来なかったため、代金を受領した際に交付した領収証に当該事業者とは連絡が取れない住所並びに電話番号について虚偽の記載をしていると判断したものの。

5 添付資料

消費者（札幌市民）に交付された領収証

6 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。

